

# 謹賀新年

## ～新年のご挨拶～

新年明けましておめでとうございます。皆様方には、健やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本村農業委員会活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨今の農業を取り巻く状況は、全国的に高齢化や後継者不足による担い手の減少や耕作放棄地の増加など、様々な課題をかかえております。

そのような状況のもと、令和6年11月には、例年どおり三宅島産業祭を開催することができました。これも、関係者の皆様のご協力によるもので、重ねて感謝申し上げます。また、農産物品評会では、夏季の厳しい暑さや乾燥、その後の長雨と日照不足により、農作物にとって厳しい気象条件でした。その様な環境の中、農家の皆様が堅実な生産に励まれたことで、昨年度を超える出品がありました。農産物を出品していただいた皆様のご苦勞、ご尽力にあらためて敬意を表します。

さて、農業委員会では、農地法に基づく売買・貸借の許可、遊休農地の発生防止・解消、担い手の育成・確保対策を中心に取り組んでおります。

今後も、農業者の代表として、より地域に密着した活動に取り組んで参りたいと存じますので、農家の皆様、地域の皆様方のより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びとなりますが、本年が農家の皆様にとって、実り多き年になりますことを心からお祈り申し上げ、新年の挨拶といたします。

令和7年 元旦  
 三宅村農業委員会 会長 石井 規久

# 三宅島産業祭

## ～第25回三宅島産業祭農産物品評会開催～

今年度の農産物品評会は、野菜61点、果樹44点、花卉9点、合計114点が出品され、各賞の受賞者は以下のとおりとなりました。

### 〈金賞〉

賞名	氏名	品目
東京都知事賞	浅沼 始 佐子	アシタバ
三宅村長賞	笹 本 容 子	ショウガ
三宅村議会議長賞	岩 満 武 志	パッションフルーツ
東京都農業会議会長賞	岩 満 弥 生	里芋
三宅村農業委員会会長賞	山 本 鶴 良	レモン

### 〈銀賞〉

賞名	氏名	品目
三宅村商工会会長賞	大 年 健 士	キュウリ
三宅島漁業協同組合代表理事組合長賞	菊 地 世 紀	レモン
三宅島農業振興会代表理事会長賞	前 田 一 江	サツマイモ
三宅島観光協会会長賞	菊 地 直 彦	キウイフルーツ
東海汽船株式会社代表取締役社長賞	長 谷 川 套 雄	キキョウラン

### 〈銅賞〉

氏名	品目	氏名	品目
岩 満 弥 生	パッションフルーツ	高 松 か ず 子	パッションフルーツ
岩 満 弥 生	ブロッコリー	長 谷 川 万 里 子	サツマイモ
菊 地 世 紀	キキョウラン	前 田 一 江	カブ
菊 地 直 彦	ドラゴンフルーツ	三 輪 孝 則	サツマイモ
菊 地 直 彦	レモン	三 輪 孝 則	里芋

### 〈特別賞〉

氏名	品目	氏名	品目
岩 満 武 志	バナナ	岩 満 弥 生	長ネギ



三宅村農業委員会会長賞授与



三宅村農業委員会会長賞を受賞したレモン



## ～農地を転用する際は、農業委員会の許可が必要～

農地は個人所有の財産でありながら、国民の大切な食料等を生産する、公共的役目を有しています。そのため、所有者の個人的な意思のみで勝手に売買や貸借、または農地以外に転用することはできず、農業委員会や東京都知事等の許可が必要となります。



### ●農地の売買、貸借（農地法第3条）

農業者又は耕作を目的とする者が売買又は貸借するためには、農業委員会の許可が必要です。この許可を受けていない売買等は無効になります。

### ●自己所有農地の転用（農地法第4条）

農地を宅地、資材置場、駐車場等に転用しようとする場合は、事前に農業委員会に申請が必要です。許可なく転用した場合は罰則があり、場合によっては原状回復の命令などが生じます。

### ●第三者所有農地の転用（農地法第5条）

自己所有農地の転用と同様に第三者へ売買等する場合は事前に農業委員会に申請が必要です。こちらも許可なく転用した場合には罰則等があります。

## ～農地を相続した時には届け出が必要～

農地の相続など農地法の手続きを経ないで、農地の所有者になった方は、その農地を存する市町村の農業委員会に届け出(農地法3条の3)が必要です。

## ～三宅村農業委員会の委員を募集します～

【要件】 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる人。

【任期】 令和7年5月17日から令和10年5月16日まで

【定数】 8名

【主な業務】 農業委員会へ出席し議案審議等、現場活動（農地利用状況調査等）を行う。

【選任方法】 候補者の審査を行い、村議会の同意を得て村長が任命します。

【募集期間】 令和7年1月6日（月）から令和7年1月31日（金）

【その他】 必要書類、応募等の詳細については、三宅村農業委員会事務局（三宅村観光産業課内）までお問合せください。 電話 04994-5-0992

## ～農業後継者対策事業～

### ●短期農業研修

令和6年度の「三宅島農業就業体験」は参加者がいなかったため、実施されませんでした。来年度も引続き、各関係団体と協力し、短期研修を継続して行い、一人でも多く三宅島での就農を目指す人材の確保に努めていきます。

### ●長期農業研修第3期生独立へ～

中嶋 慶氏は、令和2年10月に実施した「三宅島農業就業体験」に参加したことがきっかけで、本格的に三宅島で農業を学びたいと思い、令和3年12月より長期農業研修に参加しました。

研修では、指導者の前田 洋一氏をはじめ、多くの農業者の下で三宅島の野菜・果樹・花卉等の栽培技術や農機具の操作安全対策等を学んだほか、一般社団法人 東京都農業会議や東京都島しょ農林水産総合センター 三宅事業所の協力を得て、農業簿記や経営等を学びました。営農に向けた所定の研修課程を修了したことから、令和6年12月19日に長期農業研修卒業式が執り行われました。卒業生には、これからの三宅島の農業を支える担い手として活躍を期待するとともに、目標としている農業経営実現に向けて、皆様の変わらぬご支援をお願いいたします。

今後も担い手確保に向け、三宅島農業後継者対策実行委員会を中心に、農業後継者対策事業を継続していきます。



圃場での研修



長期研修卒業式